

江戸川区民オンブズマンニュース 臨時増刊号(通算 54 号) 2016.10.12

メール e-ombuds@jcom.home.ne.jp

HP <http://www9.plala.or.jp/ed-ombuds/>

深谷 3681-8431 小林 3686-7129 海老澤 5243-6507

情報公開請求に対して江戸川区は重大な過失を行うのか!!

平成28年度第3回江戸川区議会定例会に9月27日に提出された議案第62号
「江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例」(以下、「改正案」)の内容と問題点
[10月18日(火)10時から総務委員会で審議されます]

I. 議案第62号による、「江戸川区情報公開条例」の主な変更内容(アンダーライン)

- 1) 第五条2項として「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」の規定を追加する。
- 2) 第七条の2項として「2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第五条第二項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったときは、当該請求を拒否することができ。」の規定を追加する。
- 3) 第十六条の3項と4項として以下の規定を追加する。
「3 開示決定を受けた者が当該開示決定に基づく開示を受ける期間は、第十一条第一項の規定による通知があった日から三箇月以内とする。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」
「4 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示をうけないときは、当該開示決定に係わる情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。」
- 4) 第十七条の(費用負担)の部分「この条例の規定による行政文書の閲覧又は視聴については、無料とする。」に以下の但し書きの規定を追加する。
「ただし、開示請求に係わる行政文書に不開示情報

が記録されているため、被覆の処理をして開示を実施する場合における当該行政文書に係る被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。」

II. この議案の問題点はどこにあるのか

上記の「改正案」は、「行政文書の開示を請求する権利の濫用(以下「権利の濫用」)に係る規定及び開示期間に係る規定を追加すること並びに権利の濫用指針を新たに策定すること」を目的として、多田正見江戸川区長が「江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会」(会長 平田善信氏)にたいして諮問したものである。

この議案には二つの異質な問題が混在している。

第一に、1)～3)までの追加規定は、いずれも「権利の濫用」規定に直接に関連している。情報公開条例のなかに何故あえて「権利の濫用」規定を追加しなければならないのか。「権利の濫用」規定の追加によって新たな問題が発生する恐れがあるのではないか。

第二に、4)の追加規定は、開示請求者全体に関わる規定である。これまで「行政文書の閲覧又は視聴については、無料」であった「費用負担」が、「権利の濫用」者だけでなく、すべての開示請求者にたいしても、「被覆費用」として追加徴収されるのは、「区民の知る権利を尊重し、行政文書の開示をする権利を保証する」ことを目的とする、「情報

公開条例」の精神に真っ向から反する改悪議案ではないか。

Ⅲ. 「権利の濫用」規定の現状と問題点

全国市民オンブズマン連絡会議（同HP参照）によれば、最近、権利濫用的な情報の公開請求に対応するため、情報公開条例を改正し、実施機関が一方的に「情報公開請求を拒否できる」という定めを置く地方公共団体が登場している。

特にこのことがクローズアップされたのは2010年富山市が情報公開条例を改正し「実施機関は請求権の濫用と認めると請求を拒否できる」という条項を設けたことが、権利濫用規定の「濫用」をもたらすとして問題となった。いうまでもなく富山市議会と言えば、昨今、政務活動費の不正受給で前代未聞の12名もの議員辞職者を出したところである。

「権利の濫用」規定への積極的な姿勢と情報公開への消極的な姿勢が結合するとどういう結末に至るかを予想させる。

江戸川区の「権利の濫用」規定は次の四段階から成っている。①何人も、この条例に基づく行政文書の開示をする権利を濫用してはならない。②行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったときは、当該請求を拒否することができる。③正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示をうけないときは、当該開示決定に係わる情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。④開示請求に係わる行政文書に不開示情報が記録されているため、被覆の処理をして開示を実施する場合における当該行政文書に係る被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

全国市民オンブズマン連絡会議の調査によれば、何らかの権利濫用規定を有している地方公共団体の数は、①一般的に「濫用してはならない」規定のみは、54、②濫用と認められる場合「拒否」「却下」できるは、16、その他3となっている。このうち特に要注意とされているのが、「実施機関が拒否・却下できる」と、情報公開条例上で明記している場合です。これは本来の権利濫用にあたらない場合までも、実施機関が「濫用」と判断すれば、情報

公開を拒否できるという規定であり、濫用になる基準を条例上定めていない場合には、濫用かどうかはもっぱら長の判断によっている、ということになりかねず、「濫用」の判断が恣意的になされることで、情報公開を求める権利を否定するおそれがあり、**憲法21条**に違反する可能性もあるはずと全国市民オンブズマン連絡会議は警告している。

Ⅳ. 開示文書の被覆の処理に要する費用を開示請求者の負担とすることの問題点

1) 今回の江戸川区の情報公開条例の「改正」は、「権利の濫用」規定の追加を目的としたものである。被覆費用の規定も、開示請求だけをしておいて「開示期間」が過ぎても開示を受けない「権利の濫用」者に対して、「開示されたものとみなす」ことによって、被覆費用の支払いを義務化する。それによって、こうした「権利の濫用」を防ぐという流れの中で規定されている。ここで「権利の濫用」問題と抱き合わせに、開示請求者一般を対象とする「被覆費用」規定が唐突に何の根拠もなく追加されているのは認められない。なお、総務省行政管理局の「情報公開制度と個人情報保護制度のガイドライン（平成25年8月発行）」の情報公開制度、その4「開示の方法と手数料」のなかでも「被覆」に係わる項目は存在していないのである。



2) 江戸川区民オンブズマンは毎年、全会派の政務活動費の支払明細書約1,000枚の「写しの交付」、領収書約6,000枚の内、300枚ほどの「写しの交付」を受けている。費用総額は1,300枚×「写しの費用」10円＝13,000円。これが「改正」による被覆費用発生で、支払明細書の被覆枚数約100、領収書の被覆枚数約3,000

とすると、3, 100×被覆費10円＝31, 000円の負担増となる。政務活動費の開示請求など税金の無駄遣いは大量請求しなければ分らないことがほとんどなので、こうした情報公開請求権が「被覆費用」規定によって、費用負担の側面から制限されるのは明らかである。

V. 江戸川区政務活動費の支払明細書および領収書のネット公開を議会改革の一環として求める

1) 2016/9/29現在、政務活動費の領収書をネットで公開している都道府県は大阪府・高知県、中核市は函館市・大津市・西宮市です。その他市町では少なくとも29自治体です。(全国市民オンブズマン連絡会議)。東京では、世田谷区、立川市、三鷹市が実施しています。

2) 江戸川区民オンブズマンは江戸川区政務活動費の支払明細書および領収書のネット公開を求めます。

ネット公開によって、「写しの交付」費用、「被覆」費用問題も解決するだけでなく、江戸川区の行政・議会の透明性が増し、「公開すると区民の誤解をまねく」といった情報公開に消極的な議員が減り、区民の利益最優先の議員が多くなると思われるからです。

2) 江戸川区のすべての会派に訴えます。江戸川区政務活動費の支払明細書および領収書のネット公開賛否についての貴会派の見解とその根拠を、江戸川区民オンブズマン (e-ombuds@jcom.home.ne.jp) 宛にお知らせ下されば幸いです。



江戸川区民オンブズマンからのお知らせ

— 政務活動費「後払い制」に注目 —

(全国先駆け 京丹後市議会で導入) ・東京新聞より

東京新聞 (夕刊) 2016年(平成28年)10月6日(木曜日) 8版

政活費「後払い制」に注目

地方議員の政務活動費の不正受給が相次ぎ発覚する中、適正と認められた実費だけを後日支給する「後払い制」を全国に先駆けて導入した京丹後市に注目が集まっている。富山県議会での不正受給が発覚後、他の自治体関係者や住民から制度に関する問い合わせもあるという。

富山県議会不正受給受け

政務活動費は、自治体が議員に調査や研究などに使うお金として報酬とは別に支給する。支給は事前に行われ、余った分を返す「前払い制」が一般的だが、もろった分を使い切らずとして不正を行うケースが後を絶たない。日本海に面し人口約五万七千人の京丹後市は政務活動費自体がなかったが、二〇一三年、導入を急遽に市議で決める特別委員会を設置した。だが、一四年に兵庫県議(当時)による政務活動費の不正流用が社会問題化。特別委員会は「市民の理解を得るには透明性が何より重要」と議論を重ね、一五年二月、政務活動費の後払い制を採用した条例案が市議会に可決された。

市議はまず政務活動にかかった費用を自腹で負担。領収書と活動内容などを記した報告書を、年度上半期(四・九月)と下半期(十一・三月)にそれぞれ議長に提出する。議長と議会事務局は内容を適正かどうかを詳しく審査。実際に、交通費で最

全国先駆け 京丹後市で導入

安里トとの差額分を減額したり、政務活動とはいえないチラシ代を却下したりした。議長から審査結果を送られた市長が金額を確定。一五年四月九月分の政務活動費は、十一月に支給した。一五年度に実際に支給された額は条例上の上限(一人当たり年間十八万円)の約六割だった。全国市民オンブズマン連絡会議(名古屋)によると、富山県議会は一五年度の支給額を全て使い切ったことが分かっている。京丹後市議会事務局の担当者「われわれの後払い制が『先進的』と言われることに違和感がある。政務活動の在り方をゼロベースで考え、透明性の向上を求めた結果、後払い制にたどり着いた」と冷静に振り返る。

全国市民オンブズマン連絡会議の南海総務局長は「無駄な支出を減らし、議員に緊張感を持たせる意味では前払い制より進んだ制度だ」とする。一方で「領収書の偽造のような不正には対処できない。こうした不正に対処できる方策が求められている」と指摘した。

政務活動費 報酬とは別に、地方議員に調査や研究のために必要なお金として支給される。2000年に「政務調査費」として導入され、使途を拡大した12年の地方自治法改正で名称変更した。使途や額は自治体が条例で定める。使い道の不透明さが問題視され「第2の報酬」とも指摘される。その日帰りに出張を計上したとして14年に問題となった兵庫県議(当時)のケースはその後の刑事事件に発展した。京都府京丹後市議会では一人当たり月額1万5000円が上限で、領収書や報告書はホームページで公開している。

政務活動費「後払い制」のイメージ

市長・議会事務局
チェック
結果を送付
政務活動費の領収書や報告書を提出
支給
市議
市議
市長

豊洲市場土壌汚染問題

地下水 基準値超え

食べ物を扱う「市場」の第一条件は、安全・安心な場所につくることが大切。しかし、豊洲市場の土地からは下表のように日本最大級の汚染が検出されたのです。新聞やテレビで連日報道されているので、市場問題は全国的に知られることになりました。ただ、都民の多くは汚染対策が終了しているのに汚染がゼロにならなかったと思ってしまう。なぜ今になって基準をオーバーする汚染が出たのか？

汚染物質	検出濃度	人体への影響
ベンゼン	43,000ppm	600ppm
シアア	8,000ppm	1,000ppm
ヒ素	45ppm	1ppm
クロム	24ppm	1ppm
六価クロム	73ppm	1ppm
銅	9ppm	1ppm
カドミウム	0.05ppm	1ppm
ベンジ(α)ピレン	11ppm	1ppm

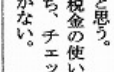
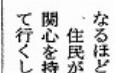
「素・ペンゼン」の倍の可能性も！



地方議会のあり方を考えた

幹事

富士市議会が異例の事態になっている。政務活動費の不正受給が発覚し、自民党会派の9名、民進党会派2名が議員辞職する事態となった。東京新聞によれば、事の発端は6月市議会議員報酬を70万円にする条例改正案が審議され、市民8割が反対する中、自民・公明・民進の賛成多数で可決された。このように腐敗した議員では行政のチェックなどできるはず



全国オンプズマン連絡会によると、都道府県と政令指定都市、中核市114議会が昨年度交付された政務活動費は総額約190億円。うち86.6%にあたる約164億円が使われていたという。そのうち、100%使い切ったのは、議員が政活費を不正取得していた富士市議会だけだった。こんなニュースを見たがなるほどと思う。住民が税金の使い途に関心を持ち、チェックして行くしかない。

NO. 148

発行：江東区民オンプズマンの会

〒136-0071

江東区亀戸

TEL

FAX



江東区議会に要望書

政活費のチェック強化を！



会派のホームページですべて公開を！
江東区議会の政務活動費をチェックしているオンプズマンは、さる9月27日、堀川区議会議員長に「支出基準」の見直しを含む8項目の要望書を送りました。先頃、富士市議会の自民党など11人が、政務活動費の違法支出がバレて辞職する事態となりましたが、江東区議会でも起こりかねません。議員が月に20万円以上の政務活動費を請求する。その内訳は、あの手この手で支出しようとする。『要望書』は、領収書を含めてすべてHPで公表を求め、人件費の支出先の公開、タクシーやガソリンの使用は具体的な理由を明らかにすること。また、自民党などの「区民要望を聞く飲み物代」などは区民の誤解を招くとして廃止を求めています。さらに、カメラや、パソコンなど高価な事務機器は「会派一括管理」を公表せよ。最後に、第3者による「チェック機能」を設けることを要求しています。

富士市議会になつては大変！

江東区民オンプズマンの会は9月27日付けで、江東区議会、堀川議長に政務活動費に関する8項目の要望書を送りました。



それしても不思議なのは、豊洲市場の「汚染」だ。徹底調査を約束した小池知事も「分からない」という。巨額な都民の税金を投入してできた豊洲市場。『分からない』で済む話ではない！もともと共産党議員が発見した「空室」。いま、100委員会をつくるよう提案して注目される。嘘を言ったり隠したりすれば「罪」はあるまい！▼石原慎太郎は、最初「都は伏魔殿」などと言ってはいていたが、都民の批判の前に「謝罪」だ。『あんなのやつた仕事だろうが！』と腹が立った▼ところで、いま新木場の成り立ちを調べて、恐ろしいことが分かった。埋立免許が昭和14年7月、昭和21年3月が竣功期限なのだが、都は、免許が切れて3年たつてから工事を再開。300万超を違法に埋立てて登記し、製材工場等に売り払ったのだ！埋立申請者も免許権者も同じ「知事」。この仕組みに便乗してやった仕事だがこれこそ伏魔殿と呼ぶにふさわしい。